

琉球大学病院
医療器材洗浄・滅菌・内視鏡（ファイバー
スコープ）洗浄等業務委託
仕様書

令和5年10月
琉球大学病院

1. 業務名

琉球大学病院 医療器材洗浄・滅菌・内視鏡（ファイバースコープ）洗浄等業務委託

2. 目的

本業務は、手術部及び材料部における医療器材洗浄・滅菌業務、光学医療診療部、新病院においては外来も含めた内視鏡洗浄に加え、これらの周辺業務の効率化や安全性の向上を図ることにより、診療行為のさらなる支援と病院経営改善に貢献することを目指す。

3. 業務項目

- A 洗浄滅菌業務
- B 内視鏡（ファイバースコープ）洗浄業務
- C 術間清掃業務

4. 実施場所

- ・令和6年4月1日～令和7年1月上旬
現 琉球大学病院（沖縄県中頭郡西原町上原207）
- ・令和7年1月上旬～令和8年3月31日
新 琉球大学病院（沖縄県宜野湾市字新城大道原 443-1 他）

5. 病院概要

	令和6年4月1日～令和7年1月上旬	令和7年1月上旬～令和8年3月31日
病床数	600床	620床
標榜診療科	21科	※現状と同等と想定ください。
入院患者数	442人/日（令和3年度実績）	※増床分の増加を想定ください。
外来患者数	1,132人/日（令和3年度実績）	※現状と同等と想定ください。
手術件数	12,881件/年（令和3年度実績） ただし、手術部においては5,659件	※手術部における手術件数は約7,500件程度を想定ください。
手術室数	11室	14室
内視鏡洗浄件数	光学医療診療部 60件/週	光学医療診療部 60件/週 耳鼻咽喉科 60～70件/日 ※週3日（月・水・木） ※火曜日に病棟ファイバー回診を10件ほど実施 産婦人科 5件/日 ※週5日の診療 ※ただし、火・木曜日は件数少ない 泌尿器科 9件/日 ※週3日（月・火・金） 放射線科 5件/日

6. 業務履行期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2か年）

7. 業務日

- (1) 平日（月曜日から金曜日）及び土曜日、日曜日、祝日とする。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）は休みとするが、年末年始および休日が4日以上連続する場合、又は祝日の前後に残務や緊急手術に使用する器材（持ち込み器材や内視鏡含む）がある場合には本学が指定する日を業務日とする。
- (2) 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、業務時間内・外に関わらず、その必要の限度において、本学担当者の指示に従い業務に従事すること。

8. 配置場所及び業務時間

業務従事者の人数については、業務が滞りなく実施できる効果的な人数を配置すること。休憩は業務に支障が出ないように交代で、1時間と想定している。

現病院（令和7年1月上旬まで）			新病院（令和7年1月上旬以降）		
(1) 平日における配置場所・実施時間			(1) 平日における配置場所・実施時間		
配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)	配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)
洗浄滅菌部門	洗浄滅菌業務（手術部内業務を含む）	8時30分～22時00分 (16名※うち手術部内業務1名)	洗浄滅菌部門	洗浄滅菌業務	8時30分～22時00分 (17名)
	内視鏡洗浄業務（主に手術部、ICU）			内視鏡洗浄業務（主に手術部、ICU等を含めた病棟で使用されるもの、その他部門で時間外にて発生したものを含む）	
光学医療診療部	内視鏡洗浄業務	8時30分～17時30分 (1名)	光学医療診療部	内視鏡洗浄業務（主に光学医療診療部内で使用されるもの）	8時30分～17時30分 (2名)
外来（耳鼻咽喉科・泌尿器科外来）	内視鏡洗浄業務	8時30分～16時30分 (1～2名)	外来（4F中央洗浄室）	内視鏡洗浄業務（主に外来診療部内で使用されるもの）	8時30分～17時30分 (5名)
手術部	術間清掃業務	11時00分～22時00分 (2名)	手術部	手術部内業務 術間清掃業務	8時30分～22時00分 (10名)

現病院（令和7年1月上旬まで）			新病院（令和7年1月上旬以降）		
(2) 土曜日、及び休日のうち本学が指定する日における配置場所・実施時間			(2) 土曜日、及び休日のうち本学が指定する日における配置場所・実施時間		
配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)	配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)
洗浄滅菌 部門	滅菌洗浄業務	8時30分～17時30分 <u>(2名)</u>	洗浄滅菌 部門	滅菌洗浄業務	8時30分～17時30分 <u>(4名)</u>
	内視鏡洗浄業務（緊急手術等 土曜日に使用されるもの）			内視鏡洗浄業務（緊急手術や 病棟、救命救急センター、外来等 土曜日に使用されるもの）	
(3) 日曜日、祝日における配置場所・実施時間			(3) 日曜日、祝日における配置場所・実施時間		
配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)	配置場所	業務内容	配置時間 (想定参考人数)
洗浄滅菌 部門	滅菌洗浄業務	8時30分～12時00分 <u>(2名)</u>	洗浄滅菌 部門	滅菌洗浄業務	8時30分～12時00分 <u>(2名)</u>
	内視鏡洗浄業務（緊急手術や 病棟、救命救急センター、外来等 土曜日時間外と日曜日午前中に 使用されるもの）			内視鏡洗浄業務（緊急手術や 病棟、救命救急センター、外来等 土曜日時間外と日曜日午前中に 使用されるもの）	
※「想定参考人数」とは、業務量の目安のために記載しているものであり、記載している人数の配置を厳守するものではない。			※「想定参考人数」とは、業務量の目安のために記載しているものであり、記載している人数の配置を厳守するものではない。		

9. 管理・実施体制

- (1) 請負者は、業務従事者のうちから責任者 1 名を定め、書面で管理課に届け出るものとする。責任者は業務従事者を指揮監督し、日常業務の中で必要な教育を行うとともに本学職員及び関係部署との連絡を密にし、円滑に業務を遂行し、完了するものとする。
- (2) 請負者は、業務従事者のうちから副責任者を 1 名以上定め、書面で管理課に届け出るものとする。
- (3) 請負者は、責任者を常駐させることとし、責任者が不在となる場合には、副責任者またはその業務を代行できる者を配置すること。
- (4) 請負者は業務の実施にあたり、契約締結後速やかに業務従事者名簿（氏名、経験年数、資格、業務内容等）及びシフト表を作成し、本学現場責任者及び管理課に提出するものとする。業務従事者に交代があるときは、その都度書面により、届け出るものとする。
- (5) 毎日の業務終了後、作業完了報告書（様式任意）を本学現場責任者に提出の上、確認を受けるものとする。
- (6) 請負者は、毎月、業務従事者の勤務日・業務内容等、業務スケジュール表を本学現場責任者及び管理課に提出するものとする。
- (7) 請負者は、各月の業務完了後に業務完了報告書を管理課に提出するものとする。

10. 業務従事者

- (1) 医療法施行規則第 9 条の 9 の基準を満たしていること。
- (2) 平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知を十分熟知し、その条件を満たしていること。
- (3) 日本医療機器学会が認定する第一種滅菌技師又は第二種滅菌技士の資格取得者を 2 名以上配置し、院内に常時 1 名以上配置すること。なお、上記資格に相当するものについても認めることがある。
- (4) 第一種圧力容器取扱主任及び特定化学物質等作業主任者の免許取得者を 1 名以上配置すること。
- (5) 責任者として、特定機能病院又は同規模（病床数 500 床程度）の病院で病院医療器材の洗浄・滅菌等業務経験を 3 年以上有する者を配置すること。
- (6) 副責任者として、特定機能病院又は同規模（病床数 500 床程度）の病院で病院医療器材の洗浄・滅菌等業務経験を 2 年以上有する者を配置すること。
- (7) 洗浄滅菌業務の業務従事者（責任者、副責任者以外）は、病院医療器材の洗浄・滅菌等業務経験を半年以上有する者を、5 名以上配置すること。
- (8) 内視鏡洗浄業務の業務従事者（責任者、副責任者以外）は、内視鏡洗浄業務経験を半年以上有する者を業務実施場所ごとに 1 名以上配置すること。

11. 教育研修・健康管理・感染管理

- (1) 請負者は、当該請負業務に関する業務訓練（社内での研修を含む。）を受講したものを業務従事者として配置すること。
- (2) 洗浄滅菌業務に従事するスタッフについては、「医療現場における滅菌保証のガイドライン 2021」に沿って洗浄、組立、滅菌、保管に関する教育・研修を実施すること。
- (3) 内視鏡洗浄業務に従事するスタッフについては、「消化器内視鏡の感染制御に関するマルチソサエティ実践ガイド」および「消化器内視鏡の洗浄・消毒標準化にむけたガイドライン」に沿ったスコープの洗浄・消毒・乾燥・保管などの取り扱いに関する教育・研修を実施すること。
- (4) 請負者は、業務従事者に手指衛生・標準予防対策を含めた感染対策及び安全管理対策に関する講習会を年 2 回以上受けさせること。

- (5) 請負者は、麻しん・水痘・風疹・ムンプス予防ワクチンが2回接種されていること。もしくは、各ウイルス抗体検査結果は、一般社団法人日本環境感染学会が示す「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」の基準値以上を満たすこと。
- (6) 請負者は、業務従事者の健康管理のために、年1回の健康診断を受けさせるとともに、適切な時期にインフルエンザワクチン接種を実施させること。また、本学の求めるところにより、可能な限りCOVID 19 ワクチン接種等を実施させること。
- (7) 請負者は、(1)～(6)についての記録等確認できる書類を管理課へ提出すること。
- (8) 請負者は、感染性の疾患に感染した者を従事させてはならない。
- (9) 請負者は、本学が指定する研修および教育プログラムを受講させること。
- (10) 請負者は、日本医療機器学会が認定する第二種滅菌技士資格、および第一種滅菌技師資格の取得を業務従業者に推奨し、積極的資格取得支援を行うこと。
- (11) 請負者は、業務従事者を滅菌業務に関連する学会および研究会に参加させ研鑽させること。また、参加記録を管理課へ提出すること。

12. 洗浄滅菌業務

医療器材の洗浄、乾燥、検査・組立・セット包装、滅菌、回収・仕分け・搬送・収納、その他で、以下のとおりとする。

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>(1) 洗浄業務</p> <p>① 手術使用済器材のカウント方法は手術室において手術室スタッフとダブルチェックで行い、使用後の敷物の片付け等を行うこと。</p> <p>② 手術室で使用したすべての器材に破損がないか手術室スタッフと必ず確認し記録すること。</p> <p>③ 洗浄前と組立時に破損等がないかを確認し記録へ残すこと。なお、記録の保存期間は1年間とする。</p> <p>④ 不良器材や破損などが認められた場合には、速やかに現場責任者へ報告後、器材の補充を行うこと。</p> <p>⑤ 全ての処置用機器器材や手術機器器材の洗浄（借用持ち込み器械予備洗浄、内視鏡洗浄を含む）を行うこと。</p> <p>⑥ 器材洗浄は、器械専用自動洗浄装置（手術部の器材専用自動洗浄器も含む）を用いて行うこと。</p> <p>⑦ 自動洗浄装置で洗浄できない処置用機器器材や手術機器器材は、各器材に適した用手洗浄方法を選択し、作業手順書をもとに洗浄を行うこと。</p> <p>⑧ マイクロ器材等の特殊器材は、用手洗浄もしくは超音波自動洗浄機（レビテーション洗浄）及び減圧沸騰式洗浄機を用いて洗浄を行うこと。</p> <p>⑨ 内視鏡用機器全般（硬性鏡、軟性鏡及びケーブル チューブ類も含む。）の洗浄方法は、用手洗浄もしくは内視鏡洗浄消毒装置及び減圧沸騰式洗浄機、超音波自動洗浄装置等を用いて行うこと。</p> <p>⑩ 各自動洗浄装置の故障時は、用手洗浄により行うこと。</p> <p>⑪ 材料部と手術室に設置の自動洗浄装置は、週1回程度に直接・間接法による洗浄評価を行い、本学現場責任者に報告すること。</p>	<p>(1) 洗浄業務</p> <p>① 手術使用済器材のカウント方法は手術室において手術室スタッフとダブルチェックで行い、使用後の敷物の片付け等を行うこと。</p> <p>② 手術室で使用したすべての器材に破損がないか手術室スタッフと必ず確認し記録すること。</p> <p>③ 洗浄前と組立時に破損等がないかを確認し記録へ残すこと。なお、記録の保存期間は1年間とする。</p> <p>④ 不良器材や破損などが認められた場合には、速やかに現場責任者へ報告後、器材の補充を行うこと。</p> <p>⑤ 全ての処置用機器器材や手術機器器材の洗浄（借用持ち込み器械予備洗浄、内視鏡洗浄を含む）を行うこと。</p> <p>⑥ 器材洗浄は、器械専用自動洗浄装置を用いて行うこと。</p> <p>⑦ 自動洗浄装置で洗浄できない処置用機器器材や手術機器器材は、各器材に適した用手洗浄方法を選択し、作業手順書をもとに洗浄を行うこと。</p> <p>⑧ マイクロ器材等の特殊器材は、用手洗浄もしくは超音波自動洗浄機（レビテーション洗浄）及び減圧沸騰式洗浄機を用いて洗浄を行うこと。</p> <p>⑨ 内視鏡用機器全般（硬性鏡、軟性鏡及びケーブル チューブ類も含む。）の洗浄方法は、用手洗浄もしくは内視鏡洗浄消毒装置及び減圧沸騰式洗浄機、超音波自動洗浄装置等を用いて行うこと。</p> <p>⑩ 各自動洗浄装置の故障時は、用手洗浄により行うこと。</p> <p>⑪ 材料部と手術室に設置の自動洗浄装置は、週1回程度に直接・間接法による洗浄評価を行い、本学現場責任者に報告すること。</p>

現病院（令和 7 年 1 月上旬まで）	新病院（令和 7 年 1 月上旬以降）
<p>⑫ 手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）手術アームを、推奨されている手順に沿って洗浄を行うこと。</p> <p>⑬ コンテナ及びカートの洗浄を行うこと。</p> <p>(2) 乾燥業務</p> <p>① 医療器材及び大型搬送カートについて乾燥を行うこと。</p> <p>② 水分が残ることで滅菌不良につながることを十分に理解すること。</p> <p>(3) 検査・組立・セット包装</p> <p>① 検査業務は、組立及びセット包装時に処置器材の破損あるいは不良器材等の発見に務め、器材の性能動作確認を行い処置治療に対処でき得る状態にすること。</p> <p>② 不良器材や破損などが認められた場合には、速やかに現場責任者へ報告後、器材の補充を行うこと。</p> <p>③ 組立業務は、処置や手術に必要な器機器材をコンテナ用バスケット及びトレイ等に整然と配置し、必要に応じてコンテナ内部にセット器械リストを封入して各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。</p> <p>④ セット包装業務は、処置に必要な器材を滅菌バック内に納め、各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。</p> <p>(4) 滅菌業務</p> <p>① 組立業務及び各種セット包装業務で準備されたコンテナ及び滅菌バック内器材等を高圧蒸気滅菌装置、過酸化水素ガスプラズマ滅菌装置、過酸化水素ガス滅菌装置（酸化エチレンガス滅菌は外部委託）を用いて滅菌状態にすること。</p> <p>② 滅菌の質保証（C I、B I、P C D、ボーイデックテスト等）を実施しモニタリングを行い記録に残すこと。（手術部設置の滅菌装置も含む）</p> <p>③ 高圧蒸気滅菌装置、過酸化水素ガスプラズマ滅菌装置、過酸化水素ガス滅菌装置（手術部設置の滅菌装置も含む）の滅菌質保証体制整備に向けた提</p>	<p>⑫ 手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）手術アームを、推奨されている手順に沿って洗浄を行うこと。</p> <p>⑬ コンテナ及びカートの洗浄を行うこと。</p> <p>(2) 乾燥業務</p> <p>① 医療器材及び大型搬送カートについて乾燥を行うこと。</p> <p>② 水分が残ることで滅菌不良につながることを十分に理解すること。</p> <p>(3) 検査・組立・セット包装</p> <p>① 検査業務は、組立及びセット包装時に処置器材の破損あるいは不良器材等の発見に務め、器材の性能動作確認を行い処置治療に対処でき得る状態にすること。</p> <p>② 不良器材や破損などが認められた場合には、速やかに現場責任者へ報告後、器材の補充を行うこと。</p> <p>③ 組立業務は、処置や手術に必要な器機器材をコンテナ用バスケット及びトレイ等に整然と配置し、必要に応じてコンテナ内部にセット器械リストを封入して各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。</p> <p>④ セット包装業務は、処置に必要な器材を滅菌バック内に納め、各種滅菌方法に対処でき得る状態にすること。</p> <p>(4) 滅菌業務</p> <p>① 組立業務及び各種セット包装業務で準備されたコンテナ及び滅菌バック内器材等を高圧蒸気滅菌装置、過酸化水素ガスプラズマ滅菌装置、過酸化水素ガス滅菌装置（酸化エチレンガス滅菌は外部委託）を用いて滅菌状態にすること。</p> <p>② 滅菌の質保証（C I、B I、P C D、ボーイデックテスト等）を実施しモニタリングを行い記録に残すこと。</p> <p>③ 高圧蒸気滅菌装置、過酸化水素ガスプラズマ滅菌装置、過酸化水素ガス滅菌装置の滅菌質保証体制整備に向けた提案をし、実施すること。</p>

現病院（令和 7 年 1 月上旬まで）	新病院（令和 7 年 1 月上旬以降）
<p>案をし、実施すること。</p> <p>④ 請負者は、DISPO製品及び SUD の再滅菌処理は、感染症のリスクをはじめ、医療機器の性能・安全性の観点から、原則行わない事とする。ただし、院内の正式な承認・責任の基、対象品の限定及び取り扱いルールを明確にした本学からの依頼物については、再滅菌の実施をするものとする。なお、その際の責任・損害賠償などは、請負者は一切問わないものとする。</p> <p>(5) 回収・仕分け・搬送・収納業務</p> <p>① 手術終了後の器材の回収、仕分け業務を行うこと。</p> <p>② <u>大型搬送装置</u>を利用し、洗浄依頼器材及び滅菌済み器材等の材料部と手術部間の受け渡しをすること。</p> <p>③ 業務終了時の器械の受け渡し時は紙面及び口頭にて最終報告をすること。</p> <p>④ 滅菌済み器材（単品含む）及びコンテナを指定の場所に収納すること。</p> <p>⑤ 滅菌ブラシの補充を行うこと。</p> <p>(6) 器械整備・鋼製小物管理業務</p> <p>① 錆除去及び熱やけ除去などのメンテナンスを行うこと。</p> <p>② 必要に応じて手術器材・鋼製小物類に関するデータ管理、コンテナ管理、文書管理を行うこと。</p> <p>③ 業者借用器材の受付及び返却を行うこと。（持込器材は写真を撮り、患者名、手術日、執刀医等を記入し手術部ワーク（看護師）に申し送りをする事。）</p> <p>④ 手術セット構成表の作成及び更新管理を行うこと。また、データを電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。</p> <p>⑤ 手術器材洗浄・組立・滅菌に関するデータ管理を行うこと。また、データの集計・</p>	<p>④ 請負者は、DISPO製品及び SUD の再滅菌処理は、感染症のリスクをはじめ、医療機器の性能・安全性の観点から、原則行わない事とする。ただし、院内の正式な承認・責任の基、対象品の限定及び取り扱いルールを明確にした本学からの依頼物については、再滅菌の実施をするものとする。なお、その際の責任・損害賠償などは、請負者は一切問わないものとする。</p> <p>(5) <u>手術部内業務（回収・仕分け・搬送・収納業務）</u></p> <p>① 手術終了後の器材の回収、仕分け業務を行うこと。</p> <p>② <u>専用エレベーター</u>を利用し、洗浄依頼器材及び滅菌済み器材等の材料部と手術部間の受け渡しをすること。</p> <p>③ 業務終了時の器械の受け渡し時は紙面及び口頭にて最終報告をすること。</p> <p>④ 滅菌済み器材（単品含む）及びコンテナを指定の場所（<u>回転棚等</u>）に収納すること。</p> <p>⑤ 滅菌ブラシの補充を行うこと。</p> <p>⑥ <u>特殊リネンの洗濯・乾燥</u>を行うこと。</p> <p>(6) 器械整備・鋼製小物管理業務</p> <p>① 錆除去及び熱やけ除去などのメンテナンスを行うこと。</p> <p>② 必要に応じて手術器材・鋼製小物類に関するデータ管理、コンテナ管理、文書管理を行うこと。</p> <p>③ 業者借用器材の受付及び返却を行うこと。（持込器材は写真を撮り、患者名、手術日、執刀医等を記入し手術部ワーク（看護師）に申し送りをする事。）</p> <p>④ 手術セット構成表の作成及び更新管理を行うこと。また、データを電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。</p> <p>⑤ 手術器材洗浄・組立・滅菌に関するデータ管理を行うこと。また、データの集計・</p>

現病院（令和 7 年 1 月上旬まで）	新病院（令和 7 年 1 月上旬以降）
分析を行い、業務改善及び器材管理の提案を行うこと。データは電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。	分析を行い、業務改善及び器材管理の提案を行うこと。データは電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。

13. 内視鏡（ファイバースコープ）洗浄業務

現病院（令和 7 年 1 月上旬まで）	新病院（令和 7 年 1 月上旬以降）
<p>(1) ファイバースコープ洗浄消毒業務</p> <p>① 使用後のファイバースコープ受け取り、速やかに洗浄を行うこと。</p> <p>② <u>手術室洗浄室内に設置のファイバースコープ及びアクセサリ</u>類使用后、予備洗浄スプレーを噴霧（ファイバー内腔も含む）し、専用ボックスに収納密閉後、一次洗浄（表面洗浄・ブラシ洗浄・すすぎ・洗剤浸漬）を行うこと。</p> <p>③ 自動洗浄消毒装置にて漏水検知を行い、漏水の有無を確認すること。</p> <p>④ 自動洗浄消毒装置にて洗浄・消毒を実施すること。</p> <p>⑤ 乾燥後、所定の位置（ファイバースコープハンガー又はファイバースコープ保管庫）への搬送及び収納を行うこと。</p> <p>⑥ 保管庫は定期的に清拭を行い常に清潔な状態にすること。</p> <p>⑦ ファイバースコープに異常が確認された場合は、直ちに本学現場責任者へ報告すること。</p> <p>⑧ 異常が確認されたファイバースコープの状況等を記録し、保管しておくこと。</p> <p>(2) 自動洗浄消毒装置運転業務</p> <p>① 日常点検項目に基づき、始業点検及び終業点検を実施すること。（始業時点検は除く）</p> <p>② 実施項目を点検表へ記録し、保管すること。</p> <p>③ 自動洗浄消毒装置の洗浄履歴を記録し、保管すること。なお、使用した洗浄装置、洗浄したスコープ、作業実施者を記録すること。</p> <p>④ 所定回数又は日数使用した消毒液濃度を判定し、確認すること。</p>	<p>(1) ファイバースコープ洗浄消毒業務</p> <p>① 使用後のファイバースコープ受け取り、速やかに洗浄を行うこと。</p> <p>② ファイバースコープ及びアクセサリ類使用后、予備洗浄スプレーを噴霧（ファイバー内腔も含む）し、専用ボックスに収納密閉後、一次洗浄（表面洗浄・ブラシ洗浄・すすぎ・洗剤浸漬）を行うこと。</p> <p>③ 自動洗浄消毒装置にて漏水検知を行い、漏水の有無を確認すること。</p> <p>④ 自動洗浄消毒装置にて洗浄・消毒を実施すること。</p> <p>⑤ 乾燥後、所定の位置（ファイバースコープハンガー又はファイバースコープ保管庫）への搬送及び収納を行うこと。</p> <p>⑥ 保管庫は定期的に清拭を行い常に清潔な状態にすること。</p> <p>⑦ ファイバースコープに異常が確認された場合は、直ちに本学現場責任者へ報告すること。</p> <p>⑧ 異常が確認されたファイバースコープの状況等を記録し、保管しておくこと。</p> <p>(2) 自動洗浄消毒装置運転業務</p> <p>① 日常点検項目に基づき、始業点検及び終業点検を実施すること。（始業時点検は除く）</p> <p>② 実施項目を点検表へ記録し、保管すること。</p> <p>③ 自動洗浄消毒装置の洗浄履歴を記録し、保管すること。なお、使用した洗浄装置、洗浄したスコープ、作業実施者を記録すること。</p> <p>④ 所定回数又は日数使用した消毒液濃度を判定し、確認すること。</p>

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>⑤ 濃度チェック判定結果を記録し、保管すること。</p> <p>⑥ 洗浄剤の残量を確認し、必要時補充すること。</p> <p>⑦ 消毒用エタノールの残量を確認し、必要時補充すること。</p> <p>⑧ 洗浄消毒終了後、その評価を行うこと。</p> <p>(3) 関連備品に関する洗浄業務</p> <p>① 内視鏡関連で使用した物品の洗浄を行うこと。主な対象備品はバット、コーグル、ポリープ回収コンテナ、足用の滑り止めマット、患者個人のバルーンなどの洗浄、食道圧測定器、薬剤入れのバット、マンシエット、コード類等であるが、これらの備品に限らず関連備品と見なせるものは洗浄対象とすること。</p> <p>(4) 内視鏡搬送業務</p> <p>① 業務時間内において、使用済み及び洗浄後の内視鏡等の搬送を使用部署へ搬送すること。</p> <p>② 想定としては以下のとおりとする。</p> <p>洗浄滅菌部門⇔手術 : 洗浄滅菌部門勤務者を想定</p>	<p>⑤ 濃度チェック判定結果を記録し、保管すること。</p> <p>⑥ 洗浄剤の残量を確認し、必要時補充すること。</p> <p>⑦ 消毒用エタノールの残量を確認し、必要時補充すること。</p> <p>⑧ 洗浄消毒終了後、その評価を行うこと。</p> <p>(3) 関連備品に関する洗浄業務</p> <p>① 内視鏡関連で使用した物品の洗浄を行うこと。主な対象備品はバット、コーグル、ポリープ回収コンテナ、足用の滑り止めマット、患者個人のバルーンなどの洗浄、食道圧測定器、薬剤入れのバット、マンシエット、コード類等であるが、これらの備品に限らず関連備品と見なせるものは洗浄対象とすること。</p> <p>(4) 内視鏡搬送業務</p> <p>① 業務時間内において、使用済み及び洗浄後の内視鏡等の搬送を使用部署へ搬送すること。</p> <p>② 想定としては以下のとおりとする。</p> <p>洗浄滅菌部門⇔手術 : 洗浄滅菌部門勤務者を想定</p> <p>各外来⇔4F中央洗浄室 : 4F中央洗浄室勤務者を想定</p>

14. 術間清掃業務

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>手術部における手術終了後、未使用の手術材料及び手術器具・使用後の機器・器材の回収・片付け・物品管理業務を標準とするが、<u>2名程度</u>の業務量を想定しており、受託者は発注者と協議を行い、詳細な業務区分を整理の上、業務に取り組むこと。</p> <p>(1) 手術後の片付けは、室内の基本備品（麻酔器、手術台、手術台用のアクセサリー類、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、足台、イス、保温用温風器、ブランケット、DVT 予防器具）以外の</p>	<p>手術部における手術終了後、未使用の手術材料及び手術器具・使用後の機器・器材の回収・片付け・物品管理業務を標準とするが、<u>5名程度</u>の業務量を想定しており、受託者は発注者と協議を行い、詳細な業務区分を整理の上、業務に取り組むこと。</p> <p>(1) 手術後の片付けは、室内の基本備品（麻酔器、手術台、手術台用のアクセサリー類、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、足台、イス、保温用温風器、ブランケット、DVT 予防器具）以外の</p>

現病院（令和 7 年 1 月上旬まで）	新病院（令和 7 年 1 月上旬以降）
<p>医療機器、未使用の手術材料及び手術器具類を優先に行い、指定された定位置へ格納を行った後に、使用した機器器具類の片付けをすること。</p> <p>(2) 手術後の片付けは、麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリ、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、医療用機器、イス、足台、コード類を清拭し、所定の方法にしたがって収めること。また、使用した医療材料、コード、ケーブル類は、単回使用（1回使用使い捨て）または再生使用材料であるか確認し、定められている方法に則り廃棄または処理すること。処理方法が不明な材料類は必ず確認を行うこと。</p> <p>(3) 手術室内の清掃について、本学が指定した清掃用具、洗浄剤を用いて床以外の機器・物品を清拭すること。無影灯ライト（天井吊り下げ設置ライト）については、手術毎に使用後のセンターハンドルを外し、ライトヘッド及びアームの清拭を行うこと。</p> <p>(4) 廃液について、術野廃液、排泄物は汚物槽に排水もしくは、排液凝固剤でゲル状にし、吸引等のボトルとまとめて感染性廃棄ゴミ袋に廃棄すること。また、医療廃棄物は本学指定廃棄物に分類し、廃棄カートに保管すること。</p> <p>(5) 使用後の洗面器、廃液ボトル（尿・吸引）、円座枕、体位支持具、恒温槽、バケツ 30～60L は、用手洗浄し、十分に乾燥させ、所定の位置に納めること。</p> <p>(6) 使用したリネン類は、洗濯回収カートに収めること。なお、汚染されたものは血液洗浄用スプレーを局所に噴霧し、指定の袋に入れ、種別に応じて分別した上で洗濯回収カートに収めること。加えて、病衣等、ポケットがあるものについては、必ずポケット確認を行うこと。</p> <p>(7) 布団カバー、枕カバー、ボディグローブ、抑制帯、除圧用具等について、汚染が確認された場合、もしくは、発注者から依頼があった場合は、洗濯機で洗浄し、乾燥させること。</p> <p>(8) 手術台は清拭後に専用の清潔なリネンを用いてベッドメイクをすること。</p>	<p>医療機器、未使用の手術材料及び手術器具類を優先に行い、指定された定位置へ格納を行った後に、使用した機器器具類の片付けをすること。</p> <p>(2) 手術後の片付けは、麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリ、医療用吸引器、出血量カウント台、パソコン台、扇形台、メイヨ台、ベースン台、医療用機器、イス、足台、コード類を清拭し、所定の方法にしたがって収めること。また、使用した医療材料、コード、ケーブル類は、単回使用（1回使用使い捨て）または再生使用材料であるか確認し、定められている方法に則り廃棄または処理すること。処理方法が不明な材料類は必ず確認を行うこと。</p> <p>(3) 手術室内の清掃について、本学が指定した清掃用具、洗浄剤を用いて床以外の機器・物品を清拭すること。無影灯ライト（天井吊り下げ設置ライト）については、手術毎に使用後のセンターハンドルを外し、ライトヘッド及びアームの清拭を行うこと。</p> <p>(4) 廃液について、術野廃液、排泄物は汚物槽に排水もしくは、排液凝固剤でゲル状にし、吸引等のボトルとまとめて感染性廃棄ゴミ袋に廃棄すること。また、医療廃棄物は本学指定廃棄物に分類し、廃棄カートに保管すること。</p> <p>(5) 使用後の洗面器、廃液ボトル（尿・吸引）、円座枕、体位支持具、恒温槽、バケツ 30～60L は、用手洗浄し、十分に乾燥させ、所定の位置に納めること。</p> <p>(6) 使用したリネン類は、洗濯回収カートに収めること。なお、汚染されたものは血液洗浄用スプレーを局所に噴霧し、指定の袋に入れ、種別に応じて分別した上で洗濯回収カートに収めること。加えて、病衣等、ポケットがあるものについては、必ずポケット確認を行うこと。</p> <p>(7) 布団カバー、枕カバー、ボディグローブ、抑制帯、除圧用具等について、汚染が確認された場合、もしくは、発注者から依頼があった場合は、洗濯機で洗浄し、乾燥させること。</p> <p>(8) 手術台は清拭後に専用の清潔なリネンを用いてベッドメイクをすること。</p>

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>(9) 手術室の準備について、予定されたルーム番号を確認し、手術申込書をもとに手術患者別にピックアップされた手術材料及び手術器具や医療機器・モニター装置の搬入、術式の体位に該当する手術台を選択し、患者頭部の位置を確認したうえで作成すること。その際に、体位固定除圧用具カート等を室内に準備し、手術部位の確認及び体位固定除圧用具の不足分を確認し、補充を行うこと。または不足分を看護師に申し送ること。</p> <p>(10) 手術室内の備品（麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリ、足台、コード類など）を定数に合わせて補充すること。また、手術材料に院内用バーコードラベルが貼り付けている物品は、バーコードラベルをはがし所定の伝票へ貼ること。</p> <p>(11) 手術に使用する備品や物品などの準備について、体位固定除圧用具カート、リネン棚、手術台作成カート、ギブスカート等の補充整備を行うこと。また室内保管の消毒液や製剤、点滴バック類は定数に沿って補充を行うこと。</p> <p>(12) 麻酔カートについて、使用した物品（注射器、注射針、三方活栓、点滴チューブ、薬剤アンプル・バイアル、点滴用パックを含む）特に使用後の注射針などで針刺しをしない様、十分に気を付けて片付けた後、清拭を行うこと。また麻酔カートの補充（薬品を除く）を行うこと。（※未使用の薬剤等はスタッフへ声掛けを行い、処理してもらう）</p> <p>(13) 週間業務表（曜日別業務）に従って、医療機器の清拭や室内の備品、リネン類、物品補充整備など行うこと。</p> <p>(14) 麻酔に使用する物品（吸引器、円座、ヘッドバンド、聴診器、喉頭鏡、バイドブロックなど）をピックアップし、各手術室に準備すること。</p> <p>(15) 手術終了後の手術器具の片付けについて、看護師の依頼に基づき、患者在室の有無にかかわらず、体内遺残のないことを確認した上で器具片付けを行うこと。</p>	<p>(9) 手術室の準備について、予定されたルーム番号を確認し、手術申込書をもとに手術患者別にピックアップされた手術材料及び手術器具や医療機器・モニター装置の搬入、術式の体位に該当する手術台を選択し、患者頭部の位置を確認したうえで作成すること。その際に、体位固定除圧用具カート等を室内に準備し、手術部位の確認及び体位固定除圧用具の不足分を確認し、補充を行うこと。または不足分を看護師に申し送ること。</p> <p>(10) 手術室内の備品（麻酔器に使用した物品、手術台、手術台用のアクセサリ、足台、コード類など）を定数に合わせて補充すること。また、手術材料に院内用バーコードラベルが貼り付けている物品は、バーコードラベルをはがし所定の伝票へ貼ること。</p> <p>(11) 手術に使用する備品や物品などの準備について、体位固定除圧用具カート、リネン棚、手術台作成カート、ギブスカート等の補充整備を行うこと。また室内保管の消毒液や製剤、点滴バック類は定数に沿って補充を行うこと。</p> <p>(12) 麻酔カートについて、使用した物品（注射器、注射針、三方活栓、点滴チューブ、薬剤アンプル・バイアル、点滴用パックを含む）特に使用後の注射針などで針刺しをしない様、十分に気を付けて片付けた後、清拭を行うこと。また麻酔カートの補充（薬品を除く）を行うこと。（※未使用の薬剤等はスタッフへ声掛けを行い、処理してもらう）</p> <p>(13) 週間業務表（曜日別業務）に従って、医療機器の清拭や室内の備品、リネン類、物品補充整備など行うこと。</p> <p>(14) 麻酔に使用する物品（吸引器、円座、ヘッドバンド、聴診器、喉頭鏡、バイドブロックなど）をピックアップし、各手術室に準備すること。</p> <p>(15) 手術終了後の手術器具の片付けについて、看護師の依頼に基づき、患者在室の有無にかかわらず、体内遺残のないことを確認した上で器具片付けを行うこと。</p>

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>(16) 手術器具を片付ける際に、手術用不織布ドレープや穴あきドレープのポケット内に器具がないこと確認すること。また室内床に置いている器具はひとまとめにすること。また器具に付着している組織片など確認を行い、残存がある場合には必ず看護師へ申し出ること。</p> <p>(17) 手術器具の片付けは、器械構成表（定数）の写真に沿って種類・本数のカウント確認すること。構成表の順番通り扇形台に揃えて洗浄用カゴに納めること。カウントした器具は洗浄・滅菌委託業者に構成表（定数）と合致したことを伝え、洗浄依頼すること。また、手術器具の引継ぎの際に、最優先に洗浄・滅菌の必要性のある器具は急ぎの旨を申し送ること。</p> <p>(18) 手術器具に不具合のある場合は、看護師に詳細を確認し、洗浄・滅菌委託業者に申し送ること。また、不具合の部分は写真に保存すること。</p> <p>(19) 手術器具の片付け、引継ぎは速やかに行い術間時間の短縮に努めること。複数の手術が同時に終了した場合の片付けは、看護師へ優先ルームを確認した後に行うこと。</p> <p>(20) 麻酔導入後の室内環境について、麻酔介助のできる環境整備を目的として、医療機器や床にある備品は手術台周辺から四隅に移動すること。</p> <p>(21) 手術室内及び手術部内廊下（回収廊下も含む）について、医療機器や備品または各科専用材料保管カート、内視鏡タワー類などは所定の位置に納め、常に整理整頓された環境維持に努めること。</p> <p>(22) 器材室や材料倉庫のある備品や物品などは、可動確認を行い、取り出しやすいように常に整理すること。</p> <p>(23) 回復室及び検査室について、心電図・呼吸モニター機器の本体やコード、棚を清拭し物品補充すること。</p> <p>(24) 回復室の寝台について、使用後は清拭した上で清潔なリネンを用いてベッドメイクすること。</p>	<p>(16) 手術器具を片付ける際に、手術用不織布ドレープや穴あきドレープのポケット内に器具がないこと確認すること。また室内床に置いている器具はひとまとめにすること。また器具に付着している組織片など確認を行い、残存がある場合には必ず看護師へ申し出ること。</p> <p>(17) 手術器具の片付けは、器械構成表（定数）の写真に沿って種類・本数のカウント確認すること。構成表の順番通り扇形台に揃えて洗浄用カゴに納めること。カウントした器具は洗浄・滅菌委託業者に構成表（定数）と合致したことを伝え、洗浄依頼すること。また、手術器具の引継ぎの際に、最優先に洗浄・滅菌の必要性のある器具は急ぎの旨を申し送ること。</p> <p>(18) 手術器具に不具合のある場合は、看護師に詳細を確認し、洗浄・滅菌委託業者に申し送ること。また、不具合の部分は写真に保存すること。</p> <p>(19) 手術器具の片付け、引継ぎは速やかに行い術間時間の短縮に努めること。複数の手術が同時に終了した場合の片付けは、看護師へ優先ルームを確認した後に行うこと。</p> <p>(20) 麻酔導入後の室内環境について、麻酔介助のできる環境整備を目的として、医療機器や床にある備品は手術台周辺から四隅に移動すること。</p> <p>(21) 手術室内及び手術部内廊下について、医療機器や備品または各科専用材料保管カート、内視鏡タワー類などは所定の位置に納め、常に整理整頓された環境維持に努めること。</p> <p>(22) 器材室や材料倉庫のある備品や物品などは、可動確認を行い、取り出しやすいように常に整理すること。</p> <p>(23) 回復室及び検査室について、心電図・呼吸モニター機器の本体やコード、棚を清拭し物品補充すること。</p> <p>(24) 回復室の寝台について、使用後は清拭した上で清潔なリネンを用いてベッドメイクすること。</p>

15. その他業務

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>(1) <u>開院準備業務</u></p> <p>① <u>新病院に向けた業務フローの見直し支援</u></p> <p>② <u>委託者が依頼する委員会及び会議等への出席</u></p> <p>③ <u>開院に向けた運用リハーサル及びワーキンググループへの参加</u></p> <p>④ <u>業務従事者に対する新病院移転に向けた運用内容の教育及び研修の実施</u></p> <p>⑤ <u>新病院移転に向けた必要資料の作成等</u></p> <p>⑥ <u>その他、当該業務に付随する業務の実施</u></p> <p>(2) <u>環境整備</u></p> <p>① 洗浄・滅菌業務で使用する各作業場（手術部および材料部の洗浄室・組み立て室・滅菌室、光学診療部等の内視鏡洗浄エリア等）の物品補充及び環境整備を行うこと。（シンク内の洗浄、整理整頓を毎日行い、ブラシ等は週1回交換を行うこと。）</p> <p>② 洗浄・滅菌業務で使用する機器類の清掃及び日常点検を行い、適切な洗浄・滅菌業務が実施できる体制を整えること。また、異常がある場合は本学職員に報告し、対応を依頼すること。</p> <p>③ 内視鏡等のスコープ保管庫の整理整頓等、環境整備を行うこと。</p> <p>(3) <u>衛生材料の作成パック業務</u></p> <p>① 本学が指定する衛生材料（ガーゼ、綿球等）の作成とパックを行うこと。</p> <p>(4) <u>その他業務</u></p> <p>① 消耗品のチェック及び発注依頼（EOG 滅菌、過酸化水素滅菌、衛生材料等）、滅菌補充を行うこと。</p> <p>② 洗浄・滅菌装置等の各種装置の整備、点検及び管理等の支援を行うこと。</p> <p>③ その他業務に関係すると思われる作業の支援を行うこと。</p>	<p>(1) <u>環境整備</u></p> <p>① 洗浄・滅菌業務で使用する各作業場（材料部の洗浄室・組み立て室・滅菌室、光学診療部等の内視鏡洗浄エリア、4F 中央洗浄室等）の物品補充及び環境整備を行うこと。シンク内の洗浄、整理整頓を毎日行い、ブラシ等は週1回交換を行うこと。</p> <p>② 洗浄・滅菌業務で使用する機器類の清掃及び日常点検を行い、適切な洗浄・滅菌業務が実施できる体制を整えること。また、異常がある場合は本学職員に報告し、対応を依頼すること。</p> <p>③ 内視鏡等のスコープ保管庫の整理整頓等、環境整備を行うこと。</p> <p>(2) <u>衛生材料の作成パック業務</u></p> <p>① 本学が指定する衛生材料（ガーゼ、綿球等）の作成とパックを行うこと。</p> <p>(3) <u>その他業務</u></p> <p>① 消耗品のチェック及び発注依頼（EOG 滅菌、過酸化水素滅菌、衛生材料等）、滅菌補充を行うこと。</p> <p>② 洗浄・滅菌装置等の各種装置の整備、点検及び管理等の支援を行うこと。</p> <p>③ その他業務に関係すると思われる作業の支援を行うこと。</p>

現病院（令和7年1月上旬まで）	新病院（令和7年1月上旬以降）
<p>④ 滅菌済み鋼製小物の単品類補充を行うこと。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① 予定されている手術に使用する手術医療器材の洗浄・滅菌・組立・搬送業務は、手術の前日までにすべて完了していること。また、想定される緊急手術に対し、十分な医療器材を日頃準備しておくこと。やむを得ない事情により業務完了が困難な場合については、本学現場責任者と協議すること。</p> <p>② 医療器材（リユース医療材料を含む）は破損しないよう丁寧に扱うこと。なお、手術終了後の器械申し送り後、故意又は過失により破損（滅失）した場合は、直ちに本学現場責任者へ報告すると共に、請負者の責任で損害を賠償すること。</p> <p>③ 各業務の詳細については、材料部業務マニュアルを参照すること。</p> <p>④ 滅菌や洗浄に関する業務マニュアルの変更は定期的に行うこと。契約後も継続して行うこと。</p>	<p>④ 滅菌済み鋼製小物の単品類補充を行うこと。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 予定されている手術に使用する手術医療器材の洗浄・滅菌・組立・搬送業務は、手術の前日までにすべて完了していること。また、想定される緊急手術に対し、十分な医療器材を日頃準備しておくこと。やむを得ない事情により業務完了が困難な場合については、本学現場責任者と協議すること。</p> <p>② 医療器材（リユース医療材料を含む）は破損しないよう丁寧に扱うこと。なお、手術終了後の器械申し送り後、故意又は過失により破損（滅失）した場合は、直ちに本学現場責任者へ報告すると共に、請負者の責任で損害を賠償すること。</p> <p>③ 各業務の詳細については、材料部業務マニュアルを参照すること。</p> <p>④ 滅菌や洗浄に関する業務マニュアルの変更は定期的に行うこと。契約後も継続して行うこと。</p>

16. 一般事項

- ① 業務遂行にあたっては、本学及び材料部・手術部・光学医療診療部、外来部門の基本方針と整合性を保ち、本学職員への指示に対し、迅速に対応する体制のもと、責任をもって請負の実施にあたるものとする。
- ② 本学職員からの口頭注意や、インシデント、インシデントに繋がらなかったが注意が必要なヒヤリ・ハット事例を改善策とあわせて所定の用紙に記載し速やかに現場責任者へ提出すること。また改善策を講じるとともに必要に応じて事例ミーティングを行いスタッフへ周知すること。
- ③ 発注者と定期的にミーティングを行うこと。
- ④ 作業に必要な設備・備品・消耗品等については、発注者が提供した物を使用すること。
- ⑤ 請負者は、貸与された什器備品、機器等に異常を感知した場合には、直ちに本学に連絡し、適切な指示を仰ぐものとする。なお、請負者の明らかな過失による機器等の損失については請負者負担とする。
- ⑥ 業務従事者は、材料部においては請負者負担の業務に適した服装または本学が支給する服装、手術部においては本学が支給する服装をし、姓名を明らかにした社名入りの名札をつけること。
- ⑦ 手術部、材料部におけるゾーニングを理解し、区域別に適した服装または予防具の装着をすること。
- ⑧ 感染対策後十分に行われているか、請負責任者は適宜確認を行うこと。
- ⑨ 業務従事者は、言葉遣い、動作に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
- ⑩ 請負者は、業務従事者の衛生、風紀及び規律の維持に関し、一切の責任を負うこと。
- ⑪ 請負者は、日本医療機器学会が認定する第一種滅菌技師資格取得者、又は、それに総合する能力を有する者が定期的（年3回程度）に来院し、回収・洗浄・点検・組立・滅菌・収納のすべての工程における品質管理および感染管理について確認・指導すること。またその結果を管理課へ提出するものとし、結果の内容が不足している場合は本学より指導するものとする。また、請負者は、内視鏡洗浄の実施状況を確認し、個々のスタッフの評価を行いフィードバックすること。
- ⑫ 請負者は、業務従事者の連絡体制を整えること。また、業務従事者が業務を遂行できない事由が生じた場合には調整および人員配置を行い、診療等に支障のないよう業務を履行するものとする。
- ⑬ 請負者は、業務従事者の勤務不良等により、本学の運営に支障をきたす恐れがあると発注者から指示された場合には、業務従事者の変更に応じるものとする。
- ⑭ 本学の現在、材料部は病院棟3階、手術部は同4階、移転後は材料部と手術部は別フロアに位置しており、管理区域が異なることを十分理解の上、業務の実施にあたること。
- ⑮ 業務上知り得た患者・本学の秘密等を他に漏らさないこと。
- ⑯ この業務を遂行するに当たり、業務の再委託を行うことはできない。
- ⑰ 業務従事者は、公共交通機関の利用に協力するとともに、本学駐車場を使用する場合は、本学の指示に従うものとする。
- ⑱ 本仕様書は、大要を示すものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本学が業務に関連すると判断し、業務上必要と認められた事項は、その都度、請負者に依頼することができる。なお、業務内容等を変更する必要があると認めた場合、双方協議のうえ、変更を行うものとする。

17. その他

(1) 費用負担区分

費用項目	委託者	受託者
受託者の業務遂行上必要な工具、計器等	○	
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類及び事務用品等	○	
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費	○	
受託者の業務遂行上必要な備品費（物品搬送カート）	○	
物品管理システム	○	
事務費		○
水道光熱費	○	
通信費	○	
受託者が本社、営業所等と連絡を取る際の電話回線等の整備、通信費		○
修繕費（受託者の責に帰す場合）		○
受託者の雇用する業務従事者等の労務費（福利厚生費、保健衛生費（健康診断・予防接種等）、交通費、教育研修費等含む）		○
定期清掃費	○	
運用開始準備期間の準備・引き継ぎに要する費用		○

(2) 運用開始準備

- ① 業務開始までに、業務従事者に対し、十分なスタッフシミュレーションを行うこと。
- ② 上記の項については、受託者自らが率先して提案を行い、本学各部署担当者と適宜調整し、進捗管理を行うこと。

(3) 業務の質の評価

- ① 業務の質を維持・向上することを目的として、評価項目を定め、委託者が受託者の業務の評価を行う。評価項目については、委託者・受託者の双方協議によって定め、業務期間中に適宜見直しを行うものとし、月に1度、評価結果を確認する協議を行うこと。なお、評価結果について委託金額の増減を行うものではない。

(4) 契約終了時における本業務の引継ぎ

- ① 本業務の契約を終了する際には、新たに本業務を受託する者（以下、「新受託者」という。）及び委託者に対し、業務引継書を作成し提出すること。
- ② 受託者は、新受託者に対し、本業務の全てを遺漏無く、真摯に引き継ぐこと。
- ③ 業務引継書に基づき、本業務の引き継ぎを終了した時点で、受託者及び新受託者は引継完了報告書に署名・捺印し委託者に提出すること。